

グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に
関する条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	1 条約の成立経緯	一
2	2 条約締結の意義	一
二	二 条約の内容	一
1	1 総則（第一章）	一
2	2 運営委員会（第二章）	二
3	3 実施機関の地位、任務及び活動（第三章）	二
4	4 実施機関の構成（第四章）	二
5	5 財政運営（第五章）	三
6	6 報告及び監査（第六章）	三
7	7 特権及び免除（第七章）	三
8	8 追加的な締約国の加入及び非締約国との協力（第八章）	五
9	9 情報の保全（第九章）	五
10	10 責任及び請求（第十章）	六
11	11 紛争の解決（第十一章）	六
12	12 最終規定（第十二章）	六
三	三 条約の実施のための国内措置	七

一 概説

1 条約の成立経緯

F―II（令和十七年（二千三十五年）頃から退役開始予定）の後継機である次期戦闘機を開発するため、令和四年（二千二十二年）十二月に我が国は、英国及びイタリアと共に三箇国で協力して実施するグローバル戦闘航空プログラム（以下「GCAP」という。）を発表した。これは、次期戦闘機の開発、生産、輸出等を含む事業であり、三箇国の優れた技術を結集し、共通の機体を開発することにより、開発コスト及びリスクを最大限分担しつつ、将来にわたって我が国の航空優勢を確保することができる戦闘機を共同開発するものである。GCAPは、開発された次期戦闘機の退役までの一連の事業が完遂された後、終了することとなっている。GCAPを実施するに当たり、三箇国は、効率的な協業体制を確立するため、国際約束に基づく国際機関を設立することで一致し、令和五年（二千二十三年）一月から三箇国間で交渉を行った結果、同年六月に条約の案文について実質的な合意をみるに至ったので、同年十二月十四日に東京において、三箇国によりこの条約の署名式が行われた。我が国については、上川外務大臣及び木原防衛大臣がこの条約に署名した。

2 条約締結の意義

この条約は、GCAPの管理等を三箇国のために行うことを目的とする国際機関としてGCAP政府間機関（以下「GIGO」という。）を設立するものである。この条約の締結により、三箇国の政府間の協業及び三箇国の政府と民間企業との間の協業を一元的に管理し、及び運営する体制が構築されることとなり、GCAPの事業の円滑な実施に資することが期待され、また、こうした取組を通じ、新たな技術を利用することによる相互の防衛能力の向上、我が国の繁栄及び安全保障並びに国際的な影響力への寄与が期待される。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文六十七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

GIGOを設立すること、GCAPは、段階ごとに実施すること、GIGOが運営委員会及びGCAP実施機関（以下「実施機

関」という。)によって構成されること並びに国際法上の法人格及び締約国の管轄内における完全な法人格(契約等の能力を含む。)を有すること、公用語は英語とすること、締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、G C A Pにおいて生み出された全ての品目及び情報の締約国間における輸出入等を可能な限り支援すること等を規定している(第一条から第五条まで)。

2 運営委員会(第二章)

G I G Oを統治する最高機関である運営委員会の構成及び任務、小委員会の設置等について規定している(第六条から第八条まで)。

3 実施機関の地位、任務及び活動(第三章)

G I G Oの本部は英国に置くこと、G I G Oは締約国の領域内に支部を置くことができること等を規定している(第十条)ほか、実施機関の地位、任務及び活動について主に次のとおり規定している。

- (1) 実施機関は、G C A Pの全ての段階の管理、調整及び実施を引き受け、そのための必要な能力を有するものとする(第九条及び第十一条)。
- (2) 実施機関は、G C A Pの全般的な運営、契約の締結、G C A Pに係る技術上及び計画上の要求を満たすことに関する問題の検討及び解決、運営委員会への年次予算の提出、締約国の法令及び武器管理制度上の義務並びに適用のある国際協定に従って実施されるG C A Pに係る輸出の管理及び支援等の業務を遂行する(第十二条)。
- (3) 産業界とのG C A Pに係る契約は、実施機関がG I G Oを代表して交渉し、締結し、及び管理する(第十三条)。

4 実施機関の構成(第四章)

実施機関は、運営委員会が選出する首席行政官を長とすること、実施機関の職員は、実施機関のため直接に働く旨の実施機関との書面による取決めを有すること、実施機関の職員は、主として締約国から選ばれた政府職員によって構成されること、実施機関における職は、締約国のそれぞれの貢献に妥当な考慮を払った上で、実施機関がその任務を可能な限り効率的に遂行することができるようにするために必要な能力を有する人員が占めるものとする(第十四条から第十七条まで)。

5 財政運営（第五章）

締約国は、G I G O の資金のために拠出すること、運営委員会は、詳細な財政規則を採択すること、実施機関は、年次予算を作成し、及びこれを運営委員会に提出する責任を負うこと、年次決算は、運営委員会が任命する監査機関に提出すること等を規定している（第十八条から第二十一条まで）。

6 報告及び監査（第六章）

実施機関は、前年に行った活動に関する報告及び翌年の活動の見通しを運営委員会に提出すること、各締約国が指名する監査人は、実施機関が保有する情報及び文書（当該締約国が参加する活動に関するもの）の調査を認められること、当該監査人は、実施機関の活動の不必要な中断が回避され、かつ、他の締約国に関する情報が保護される限りにおいて、実施機関に立ち入る権利を行使すること、締約国は、実施機関と共に、G I G O の財政的利益を不正から保護するためにその行動を調整すること、運営委員会は、実施機関に対する監査であつて必要と認めるものを命ずることができること、運営委員会は、締約国の関係法令に適合する個人情報保護に関する規則を採択すること等を規定している（第二十二条から第二十七条まで）。

7 特権及び免除（第七章）

G I G O、運営委員会及び小委員会の構成員並びに各締約国が指名する監査人（以下「締約国の代表」と総称する。）並びに実施機関の職員及びその世帯に属する随伴する家族の構成員がそれぞれ享有する特権及び免除並びにそれらの濫用の防止その他関連する事項について主に次のとおり規定している。

(1) G I G O の特権及び免除（第二十八条から第三十六条まで）

ア G I G O の構内、公文書及び公用通信の不可侵並びに暗号の使用等の権利を有すること（第二十八条から第三十条まで及び第三十三条）。

イ G I G O 並びにその財産及び資産に対する訴訟手続の免除（自動車等によって引き起こされる事故から生ずる損害について第三者が提起する民事訴訟等については、免除されない。）並びに G I G O の財産及び資産に対する干渉等の免除を享有すること（第二十八条）。

- ウ G I G O の構内に必要な公共サービスが提供されること（第三十二条）。
 - エ 実施機関は、必要な範囲内で、資金及び通貨を保持し、使用し、及び自由に移動させることができること（第三十四条）。
 - オ 公的活動の範囲内における G I G O 並びにその財産、資産及び収入に対する全ての直接税の免除、G I G O が公用のために輸出入等をする物品に対する関税、内国税その他課徴金及び輸出入等に対する禁止又は制限の免除等並びに当該免除は、締約国に対し、当該締約国の武器管理制度又は関係法令に反して物品の輸出入等を許可することを要求するものではないこと（第三十五条）。
- (2) 締約国の代表（自国の国民又は永住者を除く。）の任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中に享有する特権及び免除（第三十七条）
- ア 身柄の逮捕及び抑留の免除（第三十七条）
 - イ 任務の遂行上行った行為（口頭及び書面による陳述を含む。）についての訴訟手続の免除（自動車に係る交通犯罪等については、免除されない。）（第三十七条）
 - ウ 全ての公用の書類及び文書の不可侵並びに暗号の使用等の権利（第三十七条）
 - エ 入国制限措置及び外国人登録手続の免除（第三十七条）
- (3) 実施機関の職員及びその世帯に属する随伴する家族の構成員（接受国の国民及び永住者を除く。）の特権及び免除（第三十八条から第四十一条まで）
- ア 実施機関の職員が公的資格で行った口頭及び書面による陳述その他の全ての行為についての訴訟手続の免除（自動車に係る交通犯罪等については、免除されない。）（第三十八条）
 - イ 全ての公用の書類及び文書の不可侵（第三十八条）
 - ウ G I G O が実施機関の職員に支払った給料及び手当に対する課税の免除（第三十九条）
 - エ 出入国制限及び外国人登録手続の免除であって国際機関の職員に通常与えられるもの（第三十九条）
 - オ 着任の際に家具及び手回品を関税の免除を受けて輸入する権利（第三十九条）

- カ 実施機関の職員の世帯に属する随伴する家族の構成員が接受国の法令に従って労働に従事する権利（第四十一条）
- (4) 特権及び免除を享有する全ての者による接受国の法令の尊重及び接受国の国内問題への不介入の義務（第四十二条）
- (5) 裁判の正当な実施、法令の遵守の確保並びに特権及び免除等に関連する濫用の防止のためのG I G O及びその人員による接受国の権限のある当局との協力、裁判の正当な実施を阻害するものであると判断される場合の免除の放棄、濫用が発生したかどうかを決定するための協議等（第四十三条）
- (6) 実施機関の職員及びその世帯に属する随伴する家族の構成員の出入国及び滞在を容易にするための接受国の政府による必要な全ての適当な措置の実施（第四十四条）
- (7) 実施機関の職員の保健及び社会保障に関するG I G Oの義務、実施機関の職員に対する接受国の社会保障機関への全ての強制的な拋出の免除、この条約と社会保障について締約国間で効力を有する二国間協定とが抵触する場合におけるこの条約の優先等（第四十五条及び第四十六条）
- 8 追加的な締約国の加入及び非締約国との協力（第八章）
- (1) G C A Pに係る情報を取得することに関心を有する非締約国との意思疎通、追加的な締約国となる可能性がある国との交渉（交渉の実施には運営委員会による全会一致の合意を必要とする。）、非締約国によるこの条約への加入（締約国による全会一致の合意を必要とする。）等について規定している（第四十八条及び第四十九条）。
- (2) 締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、G C A Pにおいて又はG C A Pを通じて生み出された品目及び情報の非締約国への輸出等に関する他の締約国の意図を可能な限り支援すること等を規定している（第五十条）。
- (3) 締約国は、G C A Pのための装備、技術等の非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みを創設し、及び維持すること、当該仕組みについては、この条約、適用のある国際協定並びに武器管理制度に関する約束を含む締約国のその他の法的義務及び規則を反映すること等を規定している（第五十一条）。

運営委員会は、情報の保全の管理に関する小委員会（各締約国を代表する情報の保全に関する専門家によって構成され、及び情報の保全に関する政策について運営委員会に助言を与えるもの）を設置すること、締約国及びG I G Oは、締約国の関係当局間の別途の取決めに従って秘密情報を保護すること等を規定している（第五十二条及び第五十三条）。

10 責任及び請求（第十章）

G I G Oの活動から生ずる国際的責任は、G I G O自体に完全に帰すること、G I G Oは、締約国の財産に対する損失又は損害であつて、実施機関の職員並びに運営委員会及び小委員会の構成員による任務の遂行に当たり又はこれに関連して悪意又は過失によつて引き起こされるもの等につき、締約国に対して責任を負うこと、また、この場合において、G I G O及び影響を受けた締約国は、損失又は損害を補填するための解決に達するため、誠実に討議を行うこと等を規定している（第五十四条から第五十六条まで）。

11 紛争の解決（第十一章）

この条約の解釈又は適用に関する締約国間又はG I G Oと締約国との間の紛争は、協議によつて解決すること、G C A Pを実施するためにG I G Oが締結した契約から生ずる紛争であつて、当該契約に定める紛争解決条項によつて解決することができないものは、運営委員会が設置する調停に関する小委員会に付託すること、雇用契約又は労働条件に関する実施機関とその人員との間の紛争は、実施機関が定める職員規則その他の内部規則に従つて解決すること、運営委員会は、第三者の主張に対処するため全ての適当な措置をとること等を規定している（第五十七条から第六十条まで）。

12 最終規定（第十二章）

この条約の締結手続、効力発生及び改正、非締約国のこの条約への加入、G I G Oの解散等について主に次のとおり規定している。

- (1) 全ての締約国は、運営委員会を通じ、改正案について協議し、全会一致の合意がある場合にのみこれを採択する（第六十二条）。
- (2) この条約には、留保を付することができない（第六十二条）。
- (3) この条約は、締約国からの最後の批准書又は受諾書が寄託された日の翌日に効力を生ずる（第六十二条）。

(4) この条約が効力を生じた後に締約国となることを希望する非締約国は、第八章に定める規定に従い、締約国によりこの条約に加入するよう招請されることができ、新たな締約国について、改正されたこの条約は、その加入書が寄託された日の翌日に効力を生ずる。(第六十三条)

(5) 締約国は、G I G Oを解散することを全会一致で決定することができる。G I G Oの解散は、全ての締約国の書面による同意を得た後に効力を生ずる。この条約は、G C A P及びその付随的な事項の処理が完了したことを締約国が全会一致で認める時まで効力を有する。(第六十四条)

(6) いずれか一の締約国がこの条約から脱退することを希望する場合には、締約国間で協議を行う。脱退する締約国は、脱退の効力発生の日まで全ての約束を履行する。(第六十五条)

(7) この条約が終了する場合又はいずれか一の締約国がこの条約から脱退する場合には、費用、法的請求及び秘密情報その他の機微な情報の保護に関する残存するいかなる義務も、引き続き拘束力を有する(第六十六条)。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。ただし、この条約の実施に関連するものとして、防衛省から職員を国際機関等に派遣するための根拠法である国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)の一部改正を含む防衛省設置法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のため、G I G Oに拠出するための予算措置を必要とする。

